

事務連絡  
令和4年8月30日

各都道府県・指定都市図書館・学校図書館担当課  
各都道府県教育委員会人権教育担当課  
各政令指定都市教育委員会人権教育担当課  
各都道府県私学主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校主管課  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校主管課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた各地方公共団体の主管課

殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る  
御協力等について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

このたび、別添のとおり内閣官房拉致問題対策本部事務局より北朝鮮当局による拉致問題に関する図書等の充実に係る協力依頼がありました。

北朝鮮による日本人拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、政府拉致問題対策本部では、拉致問題の解決のためには、世論の一層の喚起が不可欠であり、特に若い世代に拉致問題への理解促進を図ることが重要であると認識しており、文部科学省も協力し、児童生徒が拉致問題について深く認識し、拉致問題を人権問題として考える契機としていただくため、従来から、北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品等の活用促進について、各都道府県教育委員会等を通じて、学校等の関係機関に周知いただいていたところ です。

については、各都道府県担当課長におかれては、所管の学校・図書館及び域内の市（指定都市を除く。）区町村に対し、各指定都市担当課長におかれては、所管の学校・図書館に対し、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、若い世代に対する拉致問題への更なる理解促進のため、令和4年度北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）に向けて、図書館、学校図書館において、拉致問題に関する図書等の充実に図るとともに、拉致問題に関するテーマ展示を行う等、児童生徒や住民が、手にとりやすい環境の整備への御協力、周知をいただきますようお願いいたします。

なお、図書等に係る問合せについては、内閣官房拉致問題対策本部事務局 政策企画室にお問い合わせくださいますようお願いいたします。